

## カーリング支援要領

(目的)

**第1条** この要領は、北見市カーリング支援推進協議会規約第8条第2項の規定に基づき、支援に関する経費について必要な事項を定めるものとする。

(支援)

**第2条** 支援については、北見カーリング協会の支援要請に基づき、事務局経費を除き、予算の範囲内で下記に定めるものに充てることとする。

(1) ジュニア育成事業支援費

北見カーリング協会が主催・共催する育成事業に係る経費。ただし、1事業につき、100,000円を上限とする。

(2) 大会出場支援費

ア 国際大会 1人 50,000円

イ 全国大会 1人 30,000円

ウ 全道大会 1人 20,000円

エ 大会に参加する選手、指導者

(選手は5人、指導者は1人をそれぞれ限度とする)

(雑則)

**第3条** この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

**附 則**

この要領は、平成23年11月30日から施行する。

**附 則**

この要領は、平成28年10月14日から施行する。

**附 則**

この要領は、令和元年5月27日から施行する。

**附 則**

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

**附 則**

この要領は、令和7年4月1日から施行する。